

**社会福祉法人共生会
共生会居宅サービスセンター**

**通所介護
(介護予防通所型サービス)
重要事項説明書**

1 当法人事業者の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 共生会
代表者名	川 瀬 和 一
法人所在地・電話	神奈川県藤沢市鵜沼1559 0466-22-2346
事業の概要	第一種社会福祉事業 養護老人ホーム 藤沢養護老人ホームの設置経営 特別養護老人ホーム 藤沢特別養護老人ホームの設置経営 第二種社会福祉事業 老人居宅介護等事業 老人デイサービス事業(共生会ケアセンター) 老人短期入所事業(藤沢特別養護老人ホーム) 公益事業 居宅介護支援事業

2 事業所の概要

事業所名	共生会居宅サービスセンター
所在地	藤沢市鵜沼1559番地
提供サービス種類 及び 介護保険事業所番号	① 通所介護 ② 藤沢市介護予防・日常生活支援事業 介護予防通所型サービス 1472200136号
管理者及び連絡先	廣岡 聖 藤沢市鵜沼 1559 0466-22-7589
サービス提供地域	藤沢市藤沢地区

2 事業所の職員体制等

職 種	従事するサービス種類	人 員
管理者	① ②	1名
看護師	① ②	1名

サービス担当職員	① ②	4名以上(常勤換算)
----------	-----	------------

3 営業時間

サービス種類	平日	土曜日・祭日	日曜日・12/29～1/3
① ②	8:30～17:30	8:30～17:30	定休日

4 当事業所のサービスの方針等

利用者が可能な限り、居宅において自立した日常生活を営むことができるよう援助をする。
 利用者の人格を尊重し、利用者の立場に立ったサービスの提供、利用者及びそのニーズに合った適切なサービスを提供する。

5 サービス利用料及び利用者負担

(1) 通所介護

別紙の料金表記載のとおり

(2) その他

- ア 自己負担金は、次のいずれかの方法によりお支払いいただきますようお願いします。
- A 自動口座引き落とし(指定の口座から月1回引き落とします。)
 - B 現金払い(サービス提供時に毎回又は月1回定められた日にお支払い願います)
 - C 銀行振り込み(期日までに利用者の方がお振り込み願います。手数料は利用者負担となります。)
- イ 上記の利用者負担金は、「法定代理受領(現物給付)」の場合について記載しています。居宅サービス計画を作成しない場合など、「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料(10割)を支払い、その後市町村に対して保険給付分を請求することになります。
- ※ 介護保険外のサービスとなる場合(サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む)には、全額自己負担となります。(介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります。)

6 キャンセル

- (1) 利用者がサービスの利用の中止をする際には、すみやかに所定の連絡先までご連絡ください。
全体窓口(連絡先)(電話):0466-22-7589
- (2) 利用者の都合でサービスを中止にする場合には、できるだけサービス利用の前々日までにご連絡ください。前日又は当日のキャンセルは、次のキャンセル料を申し受けることとなりますので、ご了承ください(ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です)。

(3) キャンセル料は、利用者負担の支払いに合わせてお支払いいただきます。

時 間	キャンセル料	備 考
サービス利用日の前々日まで	無 料	
サービス利用日の前日まで	利用者負担金の 50%	
サービス利用日の当日	利用者負担金の 100%	

※ 通所介護のご利用者で体調不良等により、2 時間以内に帰宅なさった場合はキャンセル扱いとして利用者負担金の 100%をいただきます。

7 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合せに基づき、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業者等に連絡します。また、主治医に連絡が取れない場合や緊急を要する場合は共生会の協力医療機関等で対応させていただくことがあります。この場合は緊急時を除き、事前に利用者・ご家族の了解を得ることとします。

なお、救急搬送時の職員の付き添いは原則いたしません。付き添いは家族にお願いします。やむを得ず職員が救急搬送に付き添った場合は、病院から施設までの帰宅費用を別途いただきます。

医療機関等	主治医等の氏名 連 絡 先
緊急連絡先	氏 名 連 絡 先

8 相談窓口、苦情対応

○ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

サービス相談室	電話番号	0466-22-7589
	fax 番号	0466-25-7437
	相談員	三上 直樹
	対応時間	9:00 ~ 18:00

○ 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

市町村介護保険相談窓口 (藤沢市介護保険課)	所在地	藤沢市朝日町 1-1
	電話番号	0466-25-1111
	対応時間	8:30~17:00
神奈川県国民健康保険団体連合会(国保連)	所在地	横浜市西区楠町27-1
	電話番号	045-329-3447
	利用時間	8:30~17:15

9 事故発生時の対応

サービス提供に際して事故が発生した場合には、速やかに利用者家族、医療機関、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を迅速に講じます。また、事故発生及び軽微な事故についても原因を検証し再発防止に努めます。

10 秘密保持

- 1 事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2 あらかじめ文書により利用者の同意を得た上で、前項の規定にかかわらず、一定の条件のもとで個人情報を利用できるものとします。

11 業務継続計画の策定

事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するように努めます。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるように努めます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を、おおむね 6 ヶ月に 1 回以上開催します。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

13 虐待の防止

事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるように努めます。

- (1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 虐待防止を講じるための担当者を置きます。

【 説明確認欄 】

年 月 日

サービス契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明、同意を得て交付をしました。

事業者

所在地 神奈川県藤沢市鵠沼1559

事業者名 共生会居宅サービスセンター

説明者 印

サービス契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受け、同意し、交付を受けました。

利用者

住 所

氏 名 印

代理人

住 所

氏 名 続柄() 印